

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (XII)—

岡山県の動物愛護行政の現状

國近寛康<sup>†</sup> (岡山県動物愛護センター所長)



1 はじめに

岡山県動物愛護センター(以下、「動愛センター」という。)は、動物行政を総合的に推進するための拠点施設として整備された。そして、明日を担う子供たちをはじめとする多くの方に動物との「ふれあい体験」等を通じ、「慈しみ」や「命の尊さ」をはじめ「動物の愛護と適正な飼養」について学び、「人と動物が共存できる豊かな地域社会」の実現を目指しているもので、構想から開設までには約14年間の年月を経て平成17年4月1日から運用を開始した。

2 沿革

動愛センターの整備は平成3年の検討委員会設置から当初は平成9年オープンを目指し、開設当初から十分機能が発揮できるよう愛護組織として財団法人岡山県動物愛護財団(以下、「動愛財団」という。)を岡山県を始め全市町村、獣医師会、獣医畜産事業協同組合からの出捐で合計1億円の基本財産を得て、事務局を岡山環境保健所内に置き平成8年後半から活動を始めた。動愛財団設置の翌年には動物愛護の拠点となる動愛センターの整備を目指していたが、建設予定地での埋蔵文化財発掘又は架橋工事などで完成が遅れていった。

その様な中で動愛財団は動物愛護の啓発やしつけ方教室等を保健所の協力を得ながら実施していた。

動愛センター整備は遅れつつも平成12年完成を目指し、平成10年には造成工事をしていたが工事途中で、財政危機に陥った岡山県は大規模プロジェクトのほとんどが3年間の事業凍結ということになり動愛センターについても、仮造成の状況で事業がストップした。

平成12年に3年間の凍結期間が終了した段階で事業評価が行われ、一部事業を廃止、縮小したうえでの再開となった。

そのため、基本計画、基本設計・実施設計等の変更を行い平成15年工事着工し、平成17年4月に運用開始と

なった。

当初は、保護収容施設、処分施設、愛護施設、馬等大中動物飼養施設、小動物飼養施設、動物火葬施設、動物霊園、飼育体験宿泊施設、レストラン、鳩のフライングケージ、フィールドアスレチック、散歩できる広場、遊具などの公園的要素も多い施設を整備することで計画されていた。

結果的には保護棟、管理棟、愛護館、ふれあい飼育棟などの他は廃止され、当初の構想からはかなり縮小された施設になったものの、それまで保健所で行われていた「狂犬病予防法」に基づく犬の捕獲、抑留、処分業務の他に「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく動物愛護思想の普及啓発拠点としてイベント等に活用できる中央広場、北広場(ドッグラン)、遊具を配置した南広場、犬との散歩も出来る花木広場等各種広場を整備することが出来た。動愛財団の事務局も動愛センター完成と同時に動愛センター内に移された。

3 職員構成及び施設の概要

職員構成：

所長 (獣医師)	}	管理課長 課員 (獣医師) (獣医師2, 技術員8)
		愛護課長 課員 (獣医師) (事務2, 獣医師1, 技術員3)

職員数：19名

所在地：岡山県岡山市北区御津伊田2750番地

規模：敷地面積 約80,000m<sup>2</sup>

主要施設及び規模(表)

4 動愛センター整備後の状況

平成17年の動愛センターオープンで大きく変化したことは、それまで保健所で行われていた、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲、抑留といったことを動愛センターに一元化し、職員等を集約することで効率的に業務を行い、それまで保健所においては担当者の努力でしか行われていなかった、犬の譲渡や、しつけ方の講習が定期的

<sup>†</sup> 連絡責任者：國近寛康(岡山県動物愛護センター)

〒709-2105 岡山市北区御津伊田2750

☎0867-24-9512 FAX 0867-24-9513

E-mail: hiroyasu\_kunichika@pref.okayama.lg.jp

表 主要施設及び規模

施設名	面積	内容	施設名	面積	内容
管理棟 (図1 a)	446 m <sup>2</sup>	所長室, 事務室, 会議室, 資料室, 休憩室, 検査室, 病理解剖室, 診察処置室 他	車庫棟	168 m <sup>2</sup>	
保護棟 (図1 b)	741 m <sup>2</sup>	抑留成犬室1 (個室房23, 集合房 4), 子犬室1, 猫室1, 負傷動物室1, 咬傷犬室1, 洗浄室1, 飼料室1, 倉庫1, 処分室1, 火葬炉2, バグフィルター1	中央広場 (図2 a)	13,000 m <sup>2</sup>	ステージ1
愛護館 (図1 c)	404 m <sup>2</sup>	事務室1, 展示コーナー1, 図書コーナー1, 研修室1, 準備室1	北広場 (図2 b) (ドッグラン)	4,700 m <sup>2</sup>	アジリティ器具 (Aタイプ, トンネル, タイヤ, スラローム, ドッグウォーク 他)
ふれあい 飼育棟 (図1 d)	160 m <sup>2</sup>	観察室1, 飼育室1, 猫室1, トリミング室1	南広場 (図2 c)	5,800 m <sup>2</sup>	ゾウの遊び台1, キリンの滑り台1
			花木広場 (図2 d)	11,500 m <sup>2</sup>	銀杏, 桜, カエデ, つつじ, レンギョウ, コデマリ 他
			樹木林	約 30,000 m <sup>2</sup>	
			駐車場	4 箇所	合計 200 台 (大型バス 3 台含む)



図1 a 管理棟, b 保護棟, c 愛護館, d ふれあい飼育棟と愛護館

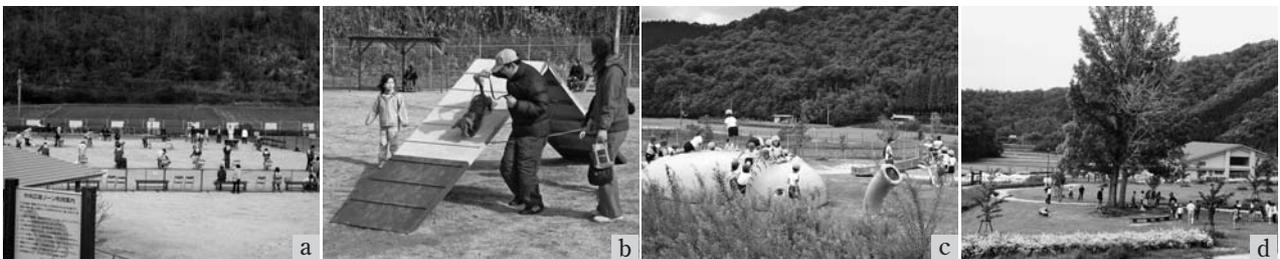


図2 a 中央広場しつけフォローアップ, b 北広場 (ドッグラン), c 南広場, d 花木広場

に通常業務の中で出来るようになったことである。

それまで飼い主からの犬・猫の引き取りは各保健所以外にも各市町村内に多く設けられていた会場においても出張引取りをしていたが、飼い主に安易に放棄の機会を与えるべきでなく、出来るだけ終生飼養を働きかけるこ

ととし、市町村への出張引取りは動愛センター整備後廃止し、動愛センターでは毎日 (年末年始以外) 13時から15時の2時間のみの引取りを行い、保健所では動愛センターから出張し、月2回～4回 (1時間のみの) の引取り窓口を設けることとして対応することとなった。

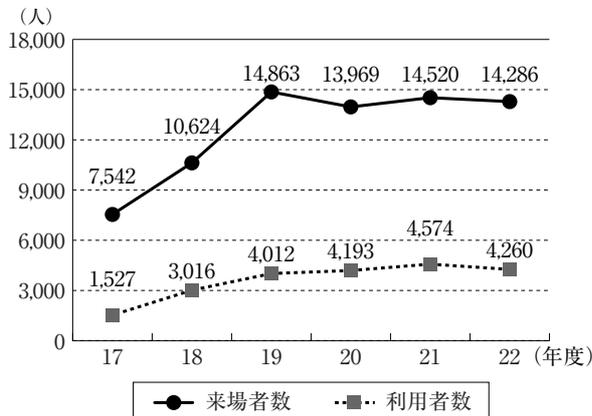


図3 センター来場者数・北広場（ドックラン）利用者数

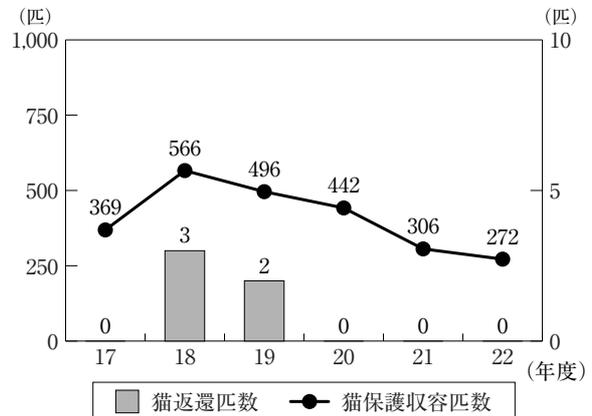


図6 猫保護収容数・返還数

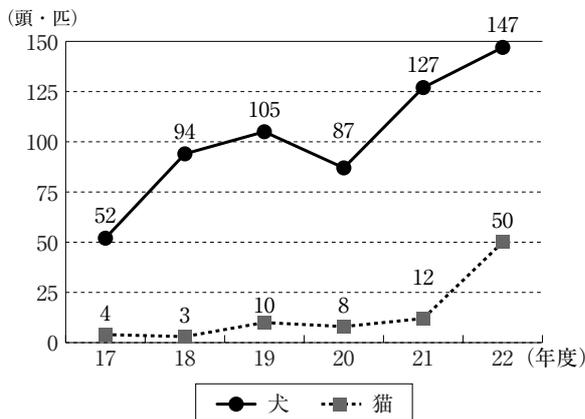


図4 犬・猫の譲渡頭（匹）数実績

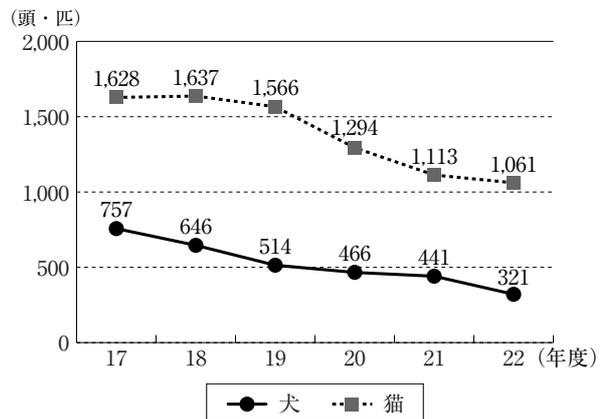


図7 飼えなくなった犬・猫引取数

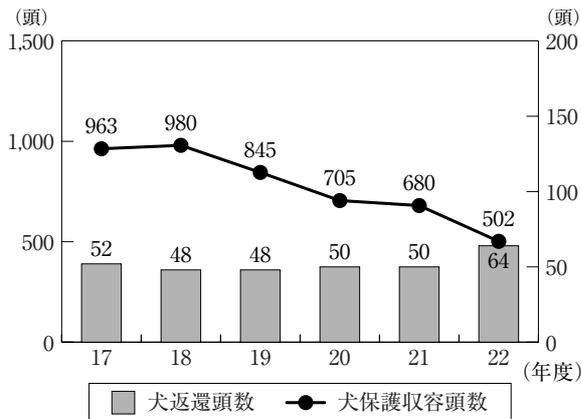


図5 犬保護収容数・返還数

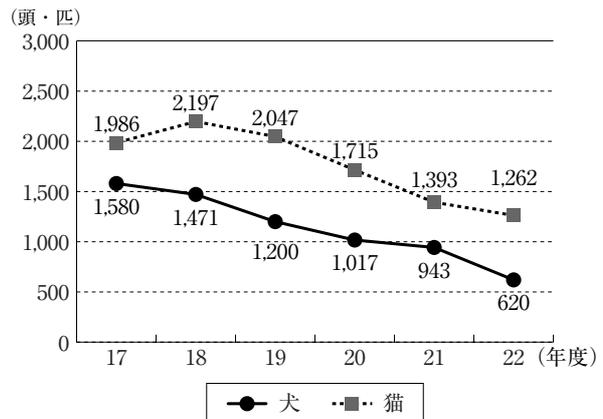


図8 犬・猫処分数

動愛センター開設後は愛護業務を充実させることに尽力し、動物ふれあい教室、犬のしつけ方教室、犬・猫の譲渡、動物愛護フェスティバル等の事業を動愛財団とともに発展させていったのである。

動愛センター整備後の来場者数等の推移（H22年度数値は速報値）は図3～図8のとおりである。

### 5 主な愛護事業

動物ふれあい教室、犬・猫の譲渡、街頭キャンペー

ン、動物愛護フェスティバル等を始め、ほとんどの事業はボランティアの協力はなくてはならないものとなっており、動物愛護については色々な考え方のある中で今後とも連携を密にし、行政に協力できるボランティアの継続的育成が重要となっている。

#### (1) 動物ふれあい教室（図9上）

動物とふれあうことで、動物の温かさや命の大切さを学んでもらうことを目的として開催している。幼稚園、小学校低学年の子供たちを中心に、手洗いの大切さ、適



図9 上から、ふれあい教室、しつけ方教室（実技）



図10 愛犬里帰り交流会



図11 街頭キャンペーン



図12 動物愛護フェスティバル

切な犬との接し方・抱き方，触ってはいけないとき・触って欲しくない場所の説明，聴診器による心臓の鼓動の確認などを行い，実際に犬等とのふれあいを行っている。

ふれあう動物種：犬，猫，ウサギ，ハムスター（成犬についてはボランティア犬に飼い主とともに出席し活躍してもらっている。）

ボランティア犬：動愛センターで行う適正審査に合格し登録された犬（平成22年度26頭）

### (2) 犬のしつけ方教室（図9下）

犬のしつけ方について学び実践することにより，社会の中で愛される飼い主と愛犬となってもらうことを目的に，犬と共に基本的なしつけのトレーニング方法を学習する場を提供している。関係法令や飼い犬との接し方，しつけ方を説明するしつけ方講習と，飼い犬と共に参加して学ぶ，しつけ方実技を開催している。

講習1回，実技1回の2回のコースで実施していたが，再度参加したいとの要望から実技は2回まで参加できるコースとして実施している。

### (3) しつけフォローアップ教室（図2a）

しつけ方講習会に参加した飼い犬のフォローアップを年1回開催し，その中ではしつけに関連したゲームなどを通して，飼い主と愛犬のコミュニケーションの状態が

見られる良い機会になっている。

### (4) 犬・猫の譲渡（図4）

処分される運命になった犬・猫の中から社会性，健康状態などの審査を経て合格した犬・猫たちに新しい飼い主を見つける事業として関係法令，適切な飼育方法，譲渡手続きなどを説明する譲渡講習会を事前に開催し，譲渡講習会受講者を対象に犬・猫の譲り渡しを無償で行っている。

動愛センターで直接譲渡するだけでなく，一時預かり飼い主を見つけるボランティア譲渡を試行的に実施し，成果を得ているところであり，今後はボランティア譲渡制度の確立が望まれている。

### (5) 譲渡犬及び飼い主の里帰り交流会（図10）

動愛センターから譲渡を受けた犬及び飼い主たちの年1回の交流の場を設けている。譲渡犬の紹介，しつけについての質問，兄弟犬との再会等，にぎやかなイベントとなり，動愛センター職員は，苦勞して社会化に努めていた犬たちのその後の成長が見られる楽しいイベントとなっている。

### (6) 動物愛護週間街頭キャンペーン（図11）

9月20日～26日の動物愛護週間にあわせ，ボランティアとともに動物愛護を呼び掛ける街頭キャンペーンを

行っている。

#### (7) 動物愛護フェスティバル (図12)

毎年開催している動愛センター最大の動物愛護啓発イベントであり、愛玩動物飼養管理士会、獣医師会、警察署、消防署、地元町内会、商工会、動物専門学校等多くの団体及び動物愛護推進員の参加を得て、2,000人近い方が来場されるイベントとなっており現在では、ボランティア(平成22年度120名ボランティア参加)の協力がなくては実施できない事業規模となっている。

### 6 岡山県動物愛護管理推進計画

平成20年に岡山県動物愛護推進計画を策定し、岡山県における動物愛護及び管理に関する現状と課題を洗い出し、10年後の目標を掲げた推進計画を策定している。主な目標は犬・猫の引取り数50%削減をはじめとした処分率の削減、しつけ方教室の参加者倍増などを目指して努力しているところである。

### 7 将来の岡山県の動物業務執行体制

現在、岡山県においては犬の引取り、収容犬・猫の飼育管理、処分、動物愛護の啓発及び譲渡会などの愛護事業の受付等を委託し実施しているところであるが、更に業務を委託し1~2年の後には職員の職種構成を非現業職員のみで業務運営を行えるよう改革に取り組んでいるところである。

### 8 おわりに

岡山県においては幸いにも動物管理事業とともに動物愛護事業の展開拠点となる動愛センターが整備されたが県内の認知度は十分とはいえない。今後はハードとなる動愛センターを更にうまく活用し、ソフト面においては動愛財団及びボランティア等の協力を得て各種事業をとおして動物愛護精神の普及啓発をますます推進してゆくことが望まれている。